

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第104号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第144号）
平成20年6月29日における浅野川放水路の分水状況について行った現地調査の報告書

2 担当課（所） 土木部河川課

3 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H20. 7. 3 公開請求 | (4) H20. 11. 21 諮問 |
| (2) H20. 7. 17 不存在決定 | (5) H23. 9. 30 答申 |
| (3) H20. 8. 28 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>実施機関は、7月2日に現地に出張し調査を行ったが、報告書は作成していないと説明している。</p> <p>石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）第77条第2項では、「職員は、出張から帰任した場合には、帰任した日から5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、当該旅行が上司に随行した場合または用務が軽微な事項であると所属長が認める場合には、口頭で復命することができる」と規定されている。</p> <p>実施機関は、7月2日の現地調査の結果、6月29日に分水が行われたと判断したと述べていることからすると、当該現地調査について、「軽微な事項」として報告書を作成していないことが、不自然、不合理であるとまではいえない。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件公開請求に対して、公文書を作成していないとして不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第104号

答 申 書

平成23年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年7月3日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成20年6月29日に、浅野川放水路の分流堰地点にある田上水位観測所の水位が0.60メートルより高い0.83メートルまで上昇したにもかかわらず分水されていなかったことについて、現地調査した結果に関する報告書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成20年7月17日に、本件公開請求について不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

電話による依頼を受けて現地を確認したが、特段の問題は見当たらなかったため、当該文書は作成されておらず不存在である。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年8月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

浅野川放水路は、田上水位観測所の水位が0.60メートルを超えた場合に、浅野川の水の一部を犀川に分水する施設である。

異議申立人は、6月29日の同水位観測所の水位が最高0.83メートルとなっていたことを河川総合情報システムの表示で知ったが、現地を見たところ、全く分水が生じていなかったため、このことを実施機関に指摘した。実施機関では、その後、現地調査し、分水に障害があることを確認したはずであり、必ず現地調査報告を書面で行っているはずである。

ゆえに、本件請求文書は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

浅野川放水路に係る調査結果等の記録については、浅野川放水路操作規則（昭和50年石川県規則第2号）第13条の規定に基づき、同規則第10条による点検又は整備を行ったとき及び同規則第11条による調査又は測定を行ったときに作成することとなっており、それ以外では特に作成を義務づけられていない。

実施機関は、異議申立人から平成20年6月29日の田上水位観測所の水位が0.6メートルを0.23メートル上回っていたが分水されていなかったとの趣旨の電話連絡を受け、平成20年7月2日に現地に出張して状況を確認したが、放水路の浅野川本川寄りの雑草が倒伏し、水たまりも確認したことから、少なくともその箇所に水流があったものと判断され、他に特段の問題も見当たらなかったため、報告書は作成しなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成20年6月29日における浅野川放水路の分水状況について行った現地調査の報告書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、7月2日に現地に出張し調査を行ったが、報告書は作成していないと説明している。

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）第77条第2項では、「職員は、出張から帰任した場合には、帰任した日から5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、当該旅行が上司に随行した場合または用務が軽微な事項であると所属長が認める場

合には、口頭で復命することができる」と規定されている。

実施機関は、7月2日の現地調査の結果、6月29日に分水が行われたと判断したと述べていることからすると、当該現地調査について、「軽微な事項」として報告書を作成していないことが、不自然、不合理であるとまではいえない。

このようなことから、実施機関が、本件公開請求に対して、公文書を作成していないとして不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 4 号)
平成 21 年 3 月 6 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 23 年 4 月 27 日 (第 212 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 5 月 26 日 (第 213 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 6 月 30 日 (第 214 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 7 月 26 日 (第 215 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 8 月 25 日 (第 216 回審査会)	○事案の審議を行った。